

令和7年2月25日

第8回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第8回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和7年2月25日(火) 午後2時～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について
- 議案第 3 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 農用地あっせん申出について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 松 木 茂 久	2 番 生 川 裕 也	3 番 福 々 迫 義 隆
4 番 前 田 真 津 美	5 番 井 手 康 則	6 番 西 村 久 則
7 番 滝 下 真 弥 子	8 番 石 嶺 義 孝	9 番 下 高 原 誠
10 番 内 藺 光 弘	11 番 西 川 路 利 広	
13 番 小 荒 田 大 樹	14 番 徳 留 幸 信	15 番 下 川 道 孝
16 番 池 田 由 美 子	17 番 濱 田 保	18 番 田 代 繁 樹
19 番 税 田 祐 子		

農地利用最適化推進委員

	21 番 森 川 泰 夫	22 番 奥 村 祐 樹
	24 番 今 村 量 則	25 番 南 圭 司
26 番 京 田 富 久	27 番 鶴 田 伸 一 郎	28 番 小 村 亮 太
	30 番 廣 森 修	
32 番 濱 田 卓 郎	33 番 上 拂 忠	34 番 松 澤 雅 人
35 番 澤 山 善 治	36 番 下 吹 越 浩 之	37 番 大 迫 恵 太

1 小委員長

10 番 内 藺 光 弘

1 欠席委員

12 番 西 山 昭 二	20 番 川 畑 淳 一	23 番 前 田 剛
29 番 湯 之 上 大 幸	31 番 田 之 上 洋	

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	小 吉 建 治
農地総務係主査	榑 原 かおり
主幹兼振興係長	前 田 昭 市
振興係主事	藤 久 保 宏 実
振興係主事	池 田 恵
主幹兼地域計画係長	向 吉 真 一
地域計画係主査	宮 崎 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係主査 榑 原 かおり

1 開会 午後2時

事務局	<p>全員，ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は，定足数に達しておりますので，これより第8回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「2番委員」と「15番委員」を指名いたします。 早速，議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを，議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については，お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。 次に，議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分は12件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については，お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては，すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま</p>
議長	<p>皆様のご審議をよろしくお願いたします。 ただいま，事務局の説明のとおりであります。 それでは，議案第1号のうち所有権移転分の1番について，ご審議願います。 これにつきましては，会議規則第25条の規定に基づき，19番委員の退席を求めます。 (19番委員の退席を確認)</p>

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち所有権移転分の2番から12番まで、一括審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち所有権移転分の2番から12番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分の2番から12番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の12ページから26ページまでの51件で、うち新規が45件、再設定が6件となっています。

議案書の12ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、26ページの総合計は83筆、98,144.46㎡です。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、4番委員の退席を求めます。

(4番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(4番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番と3番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、6番委員の退席を求めます。

(6番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(6番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の5番について、ご審議願います。

この5番については、新規就農者に関する案件で、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますので、地区担当委員に報告を求めます。

8番委員

それでは、新規就農者についてご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

申請人は会社員でしたが、昨年帰省し、農業のアルバイトで農作業の楽しさややりがいを覚え、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、アルバイト先の農家から借用し、栽培技術や機械の操作についても習得しており、特に問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に1人で、栽培品目としてはオクラ、カボチャを中心に、年間販売高220万円を目指しています。

また、将来的には、スナップエンドウなども導入し、規模拡大を考えているとのことでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地区担当委員の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の5番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の5番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分の5番については、原案のと

	<p>おり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から13番について、ご審議願います。</p> <p>これについても、新規就農者に関する案件で、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますので、地区担当委員に報告を求めます。</p>
7番委員	<p>それでは、新規就農者についてご報告いたします。</p> <p>申請者、土地の所在、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。</p> <p>申請人は、トラックの運転手でしたが、友人の勧めで農業を始め、このたび新規就農者となりました。</p> <p>農機具等は、自己所有のものを使用し、栽培技術や機械の操作についても、知人に教わるため、特に問題はありません。</p> <p>作業に従事するのは、本人と妻の他にアルバイトを1人雇用しているとのことでした。</p> <p>栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウを中心に、年間販売高1,200万円を目指しており、現在の栽培品目で更に技術力を磨いて、販売収入を上げていきたいとのことでした。</p> <p>なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。</p> <p>以上で報告を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、地区担当委員の報告のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号のうち利用権設定分の6番から13番について、ご審議願います。</p>
委員	<p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
議長	<p>「なし」の声あり。</p>
委員	<p>議案第1号のうち利用権設定分の6番から13番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち利用権設定分の6番から13番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
33番委員	<p>次に、議案第1号のうち利用権設定分の14番から26ページ51番まで、一括審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>35番と36番の貸人と借人、どちらも市外の方ですが、営農状況や</p>

	関係性について教えてください。
事務局	どちらも作物は観葉植物で、週に3回程度通作しており、関係性は共に家族です。
11番委員	25番の賃借料が面積に比べて高いと思いますが、何か理由がありますか。
事務局	貸人、借人双方合意のもと決めた金額となっています。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち利用権設定分の14番から51番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分の14番から51番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてを、議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	今月の議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定は7件です。
	それでは、議案書の27ページをお開きください。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下については、お目通しください。
	なお、本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、市町村に対し農用地利用集積等促進計画案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるようになっており、同法第19条第3項の規定において「市町村は、農用地利用集積等促進計画案の作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。
	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第2号の1番から29ページ7番まで、一括審議願

ます。

委員
議長 ご質疑，ご意見はございませんか。
 「なし」の声あり。
 議案第2号のうち1番から7番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長 「異議なし」の声あり。
 ご異議なしと認めます。
 よって，議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定については，原案のとおり承認することに決定いたします。

 次に，議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを，議題といたします。

小委員長 これにつきましては，小委員会で調査にあたっておりますので，現地調査の報告を求めます。
 2月10日の転用調査時に私と3番委員，36番委員，事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので，ご報告いたします。

 申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果，譲受人は，意欲的に営農に取り組んでおります。

 2番から15番は売買，1番と16番は親族への贈与，17番と18番，22番から24番は知人への贈与，19番から21番は兄弟への贈与で，贈与税に関しては理解しているとのことでした。

 いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく，周辺への影響はないものと思われま。

議長 最後に，農地法第3条調書及び位置図，字図につきましても，審議資料の3ページから70ページに添付してありますように，すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても，農地法第3条調書のとおり，すべての案件が，前述の各号には該当せず，許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断しますが，審議資料等をご参照のうえ，ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

 現地調査の結果は，ただいま小委員長の報告のとおりであります。

 それでは，議案第3号のうち1番について，ご審議願います。

 これにつきましては，会議規則第25条の規定に基づき，4番委員の退席を求めます。

 （4番委員の退席を確認）

委員 ご質疑，ご意見はございませんか。
 「なし」の声あり。

議長	<p>議案第3号のうち1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>(4番委員の復席を確認) 次に、議案第3号のうち2番について、ご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、19番委員の退席を求めます。</p> <p>(19番委員の退席を確認) ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員 議長	<p>「なし」の声あり。 議案第3号のうち2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>(19番委員の復席を確認) 次に、議案第3号の3番から35ページ24番まで、一括審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
14番委員	<p>12番は、譲受人の住所が県外ですが、申請農地の隣に住むということは、確認していますか。</p>
事務局	<p>譲受人は、本市に移住する予定で、住宅地と畑の売買契約書が出されています。</p>
議長 委員 議長	<p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第3号のうち3番から24番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決</p>

定のうち3番から24番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請は番号1番の1件のみで、申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

番号1番ですが、転用目的は宅地造成です。

審議資料の71ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ300m離れた農地で、南は田及び原野、それ以外は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、鹿児島市に本店のある不動産を営む法人で、経営安定のため住宅ニーズの見込める申請地を住宅用地として取得し、5区画を整備する計画です。

土地の形状は現状のままで、周囲に農地は無く営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局	<p>次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p> <p>議案書の37ページをお開きください。</p> <p>議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。</p> <p>今月は、売渡申出が8件、貸付申出が2件でございます。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の72ページから88ページに掲載しています。</p> <p>続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は40ページになります。</p> <p>今月は、買受希望が1件でございます。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは議案第5号について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員 議長	<p>「なし」の声あり。</p> <p>ご質疑なしと認めます。</p> <p>このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。</p> <p>売渡・貸付から申し上げます。</p> <p>議案書の37ページをお開きください。</p> <p>番号1から6は、30番委員、11番委員。</p> <p>番号7は、35番委員、15番委員。</p> <p>番号8は、34番委員、14番委員。</p> <p>番号9は、36番委員、17番委員。</p> <p>番号10は、26番委員、7番委員。</p> <p>引き続き、買受・借受希望について申し上げます。</p> <p>議案書の40ページになります。</p> <p>番号1は、5番委員、24番委員。</p> <p>以上、事務局案として提案いたします。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>

議長 ただいま、事務局案が発表されました。
それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員 (各委員了解あり)
議長 それでは、議案第5号農用地あっせん申出については原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。
本日の議題は、これで終了いたしました。
ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。
議長 ほかになければ、その他に入ります。
その他について、事務局の説明を求めます。

事務局 その他について、ご説明いたします。議案書の41ページをお開きください。
その他（議案書41ページを参照して説明）
1. 2月の行事報告
2. 3月の行事予定等

議長 ほかにございませんか。
委員 「なし」の声あり。
議長 ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局 これをもちまして、第8回指宿市農業委員会を閉会いたします。
全員ご起立ください。
一同礼。

(閉会 午後3時46分)

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員 2番委員 _____

議事録署名委員 15番委員 _____

